備　考

１　全て西暦で記載すること。

２　「譲受者等」とは、「土地等に関する所有権の移転又は所有権の取得を目的とする権利の移転若しくは設定を受けた者」をいう。

３　「譲渡者等」とは、「土地等に関する所有権を移転し又は所有権の取得を目的とする権利を移転若しくは設定した者」をいう。

４　「国籍等」の欄には、法人にあっては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国を記載すること。

５　代理人が届出を行う場合は、「連絡先」の欄に代理人の氏名（法人にあっては名称）及び連絡先を記載すること。

６　「外国人」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

ア　日本の国籍を有しない人

イ　外国政府、外国の公共団体又はこれに準ずるものの代表者

７　「外国人等」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

ア　日本の国籍を有しない人

イ　外国政府、外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの又はそれらの代表者

ウ　外国の法令に基づいて設立された法人

８　「２　譲受者等（買主等）に関する事項（法人の場合）」の①から③までの項目に該当しない場合、各項目の「非該当」欄にそれぞれチェックすること。

９　「所在」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された所在及び地番を、建物にあっては登記事項証明書に記載された所在及び家屋番号を記載すること。

10　「面積（床面積）」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地積を、建物にあっては登記事項証明書に記載された各階の床面積の合計を記載すること。

11　「利用の現況」の欄には、土地にあっては登記事項証明書に記載された地目（田、畑、宅地、山林等）を、建物にあっては登記事項証明書に記載された種類（居宅、店舗、共同住宅、事務所等）を参考に、利用の実態に即して、土地等の利用の現況を記載すること。

12　「所有権等の種別・内容」の欄は、該当する権利等にチェックすること。

13　「利用目的」の欄は、①及び②に該当するものを全てチェックすること。ただし、①で「その他」にチェックを入れた場合、その具体的な利用目的を必ず記載すること。

また、具体的な利用目的（計画）がない場合は、①で「現況保有」にチェックすること。

14　「発電用施設」とは、原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設、火力発電施設、風力発電施設、太陽電池発電施設、燃料電池発電施設その他の発電の用に供する施設をいう。

15　「蓄電用施設」とは、蓄電池その他の蓄電の用に供する施設をいう。

16　「現況保有」とは、届出の時点で土地等の利用目的がなく、「３　土地等に関する事項」の「利用の現況」の欄に記載の利用の現況のまま当該土地等を保有することをいう。

17　「事後届出事由」の欄は、該当する事由にチェックすること。

附　則

（施行期日）

１　この府令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この府令の施行の際現に使用されているこの府令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この府令による改正後の様式によるものとみなす。

３　旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

デジタル庁令・省令

○総務省令第三号

船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）の一部の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年一月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十七条の四　法別表二十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～九　略］ 十　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十一において準用する同法第五条第七項の小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の設備その他の事項についての限定の新たな付加、変更又は解除に関する事務 ［十一～十四　略］	**第十七条の四**　［同上］ ［一～九　同上］ 十　船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の十一において読み替えて準用する同法第五条第七項の小型船舶操縦者として乗船する小型船舶の設備その他の事項についての限定の新たな付加、変更又は解除に関する事務 ［十一～十四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、船員法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。